

# 中国文献上の倭国

三 木 太 郎

## はじめに

すでに一一二世紀の日本の状態を記録する『後漢書』（東夷伝倭条）の綿密な文献学的研究は、橋本増吉氏の『東洋史上より見たる日本上古史研究』によって集大成されたかに思えるが、しかし権力構造の把握という点では、必ずしも十分ではなく、今日的視点で改めて総合的な把握がなされるべきであると思われる。

つまり、漸次明らかになされてつづつある『後漢書』の成立を支えた歴史的條件の解明、中国史書に一貫して表出される倭に対する認識のありかたに関する諸成果を含めて、史料の背後にかくされた手がかりを有効に発掘することによって、我が国の一一二世紀の歴史状況を明確にし、この段階が三世紀の一般に国家段階の萌芽形態と規定される邪馬台国段階のいかなる前史をなすかを明らかにしたい。

### 〈注〉

(1) 『後漢書』（東夷伝倭条）（以下『倭伝』とする）の記載が、『魏志』（東夷伝倭人条）（以下『倭人伝』とする）に影響されていることはすでに定説であるが、同時に、その『倭伝』が、編修時の五世紀という時代的影響を受けていることも疑いない。前者の事例については、その一部をすでに拙稿「『後漢書』記載の倭漢交渉記事について」（『歴史教育』一六一五）な

どでも指摘してきたが、後者については、かつて三品彰英氏は「邪馬台国の位置」（『学芸』三七）の中で『倭伝』に見える邪馬台国が大和朝廷の前身として書き表わされていることを指摘しているし、上田正昭氏もこの方向から、結論として「『中国史書』の多くが、畿内大和説をとったことは」、「中国側のうけとめ方の一端を如実に示すものである。」（同氏『日本古代国家成立史の研究』）とされている。筆者もまたこの見解を妥当としてきた（拙稿「再び倭について」『日本歴史』二二一）。最近三品氏は、さらに『倭伝』の史料的价值について、「由来『後漢書』の倭人伝は、『魏志』に抛りながら、勝手な改作を加えているというので甚だ評判の悪い史籍であり、その文章のすぐれていることまでが、史料的价值をマイナスにしているのである。しかし（中略）今もし彼を『魏志』の読解者ないしは考証者として見るならば、最初の研究書にして、かつ重要問題を提案したという点で、甚だ価値の高い典籍である。」（同氏『邪馬台国研究総覧』）と新しい評価を与えているが、正に卓見といえる。

## (一)

紀元前後における日本の状況を記録する史書は、周知の『漢書』（地理志）の「夫楽浪海中有倭人、分為百余国、以歳時来献見」の一文であるが、これだけでは何としても当時の政治地理や構造を明確にすることはできない。しかし、すでにB・C一〇八年には朝鮮に楽浪郡以下の四郡が設置されているので、日本の弥生文化のもつ内在的な階級分化への萌芽は、その政治的・文化的刺激を受けて、かなり強固な階級社会を生みだし、百余に分立したそれぞれの集団の質が、一世紀の漢代人に「国」と認識させるだけの規模と内容に成長した事だけは明らかである。したがって「献見」の際の貢上品が何をどの程度になされたか不明であるが、おそらく「国」と認知されるにふさわしい質・量のものであったと推測してよいであろう。

次に『倭伝』はA・D五七年の事として、「建武中元二年、倭奴国奉貢朝賀、使人自称大夫、倭国之極南界也、光武賜以印綬」と記している。この記事は次の「安帝永初元年、倭国王帥升等、獻生口百六十人、願請見」とともに、『倭伝』特有の記録であるので、かなりのオリジナリティーをもつものと考えられ、この記事の検討によって、一二世紀の政治構造や権力構造を追求する作業も進められてきた。<sup>1)</sup>その成果を井上光貞氏は『日本国家の起源』において次のように述べられている。「漢書に百余国の分立を記述しているのは、実はいくつかの連合があり、ただ連合の韌帯が弱かったためとみることもできる。とくに金印にことさらに倭の奴国ときざんだのは、倭人の代表としての奴国というふくみがあったためではあるまいか。」また「倭(面土)国王帥升等<sup>2)</sup>」と複数に表わしたのは「面土国王帥升が、数多の国々を代表して生口を奉ったからである。」「私は、こうして連合説をとるのだが、その連合の韌帯は微弱なものであった。もしそれが強力なら、倭の奴国とか、倭の面土国などといわないで、後世のように倭国と記して十分であろう。で、倭面土国王帥升<sup>3)</sup>など、廻りくどい表現はしなかったであろう。それぞれの国は独立して王をもち、相寄って連合をつくっていたのである。また、もし面土国が白鳥氏のいうように伊都国であり、橋本氏の説の如く末盧国であったことが確認されるならば、北九州の連合(かりに『奴国連合』と名づけたい)では、構成諸国の勢力の交替によって代表国も交替していたのであろう。そこに、いわゆる原始的民主制(“Primitive Democracy”)を想定するのは行き過ぎであろうか。」

長々と引用したが、この中に本稿の主題が圧縮されているのである。ところで、井上氏のこの提言は非常に重要である。つまり右の文献史料に徴する限り、一二世紀の歴史段階は原始的民主制の段階だという。そしてこの権力構造の形態は、氏の其の後の見解によれば、<sup>3)</sup>二世紀の六十年代前後の大乱のなかから生まれた邪馬台連合にもひきつが

れ、やがて三世紀の三、四十年にいたって邪馬台国が二十八カ国を統属する一つの原始国家に発展をとげたというのである。この邪馬台連合の解釈には、一―二世紀段階の奴国連合、面土国連合の構想が一貫して基調をなしていることは明白である。しかして、これらの見解にはかなりの問題が内包されていることは後述の通りである。

氏の「原始的民主制」論のさきがけをなす論考としては、藤間生大氏の弥生中期（一―二世紀）を全体としては共同的な社会構成が支配的な段階であったとする指摘と、<sup>(4)</sup>それをさらに裏付けたとする文献的立証がある。前述の『倭伝』に記録される一〇七年の朝貢主体が「倭国王帥升等」（異本では「倭面土国王帥升等」とある）とあることによつて、「こうした『等』という文字が出てきたのは、すでにこの二世紀の初めに旧来の一国をこえていくつかの国の結合体がうまれはじめたことのあらわれを示す」とする見解である。<sup>(5)</sup>つまり、「国王」を複数で表わしているのは、朝貢国が複数であった事実と連結するといふ。

しかし、「等」字の解釈から、果たして諸国連合——それも「原始的民主制」という形態をもつ共同体社会あるいは部族連合社会の存在を想定することは可能なのであろうか。

すでに原始的民主制という概念をこの時代に適応させることについては、直木孝次郎氏<sup>(6)</sup>や田中元氏の批判<sup>(7)</sup>がよせられているが、この概念については、太田秀通氏<sup>(8)</sup>や板倉勝正氏<sup>(9)</sup>によれば、「独立的な農民を主要な構成員とする総会が、政治と裁判をおこなったばかりではなく、王を選出する権限を持っていた古代オリエントの初期王朝時代にうかがわれる体制を、ヤコブセンが名づけたものであり、今日では、アジアの共同体のうえにそびえ立つ専制国家形成の前段階として、オリエントの原始国家を考えるものあいだでは、ひろく認められている」<sup>(10)</sup>ものである。したがつて、この概念を一―三世紀に適応させるためには、この時代における独立農民の存在の有無についての検討が、改め

て要されなければならないとする佐伯有清氏の指摘は、極めて当然である。氏はさらにそのための有効な手段として、「独立農民の有無については、大人―下戸―奴婢の階層の分析が必要である」ことを提言されている<sup>(12)</sup>。

したがって、この立場からの検証は今後十分に進められるべきであるが、すくなくとも、井上氏が原始的民主制の根拠としてあげられた「等」字の解釈については、これが使者の派遣に用いられた用法であることを分析した上田正昭氏の有効な反論があり<sup>(13)</sup>、筆者もまた上田氏の見解を妥当とする論証を別の視点において示してきたので<sup>(14)</sup>、その見解が承認される限り、一〇七年の朝貢記事それのみについていえば、原始的民主制を立証する史料とはなりえないのである。

それでは井上氏の提示される五七年次の奴国連合と一〇七年次の面土国連合などが同一の政治構造に立つものとする見解は全く成立しえないものであろうか。また「倭の奴国」とか「倭の面土国」の表記によって解されるように、その連合の韌帯は弱かった。ゆえにそれは「原始的民主制」を意味するとの段階規定の前提となった右の読法、およびその理解の仕方は果たして妥当であらうか。この点を吟味するに当たって、別の視角からこの問題の解明にとりくんでいる水野祐氏の見解を要約してみよう。

氏は『日本古代国家』の中で、かなり克明に倭奴国の構造について分析を試みている。その主張は、(1)『倭伝』の「倭奴国」の「奴」は書記の難、那津に当てられるのは偶然の一致であって、na音は国の意味をもつ。ゆえに「倭奴国」は「倭国の王」として記録されたものであって、「倭の奴国」として理解されたのではない。つまり、倭奴国王は匈奴单于王と同等の地位に目され、倭百余国の統率者としての格式を公認されていたことを意味する。(2)この「倭奴国」はB・C一世紀にすでに日韓古代航路を独占し、その体制は楽浪郡を介しておこなわれたA・D五七年の朝貢に

よって光武帝から印綬を授与されて公的なものとして確立された。(3) A・D一〇七年の朝貢記事の主体の倭国はこの倭奴国のことであるから、A・D一世紀には極盛に達していた。(4)やがて後漢帝国の衰微とともにその勢力を弱め、二世紀後半に水稻耕作文化を基礎として勢力を拡大してきた邪馬台国と交替するにいたる。

この水野氏の見解は、前述の井上氏の見解とかなりの差異を示しているが、この両者の段階把握の相違は一体何に起因するのであろうか。文献的には「倭奴国」「倭国」(「倭面土国」)の解釈の仕方の相違に基づくものであることは明白である。

それでは、(1)五七年朝貢時の「倭奴国」を、「倭の奴国」と読んで奴国連合の代表とする見解と、「倭奴国」と読んで倭百余国の統率者とする見解とのいずれが正鵠を期しているのか。また、(2)一〇七年次に「倭の奴国」が「倭の面土国」に交替(連合の基盤は同一)するとの見解と、「倭奴国」と「倭国」(水野氏は通行本『倭伝』の「倭国」の記載に史実性を認め、他書の「倭面土国」の記載を採用されない)とを同一国家と見なす見解のいずれが蓋然性をもつものであろうか。さらに、(3)両者に共通する邪馬台国の成立を二世紀後半とする見解は果たして妥当なのであろうか。

以上の諸点を明確にすることが、一―二世紀の日本の歴史段階を考察する有効な手がかりになると思われるので、以下この点を検討してみることにする。

〈注〉

(1) 筆者はかつてこの朝貢記事が、『倭人伝』に意嚮されて文飾を施した部分のあることを指摘し、その原形を探り、その結果、「建武中元二年、奴国奉貢朝賀、光武賜以印綬」「安帝永初元年、倭国(又は伊都国)主帥升等、献生口百六十人、願請

見」、であったろうことを推測した(拙稿「『後漢書』記載の倭漢交渉記事について」(『歴史教育』一六一四)。しかし、今は「倭」の形は通交記事の本来の形であると訂正しておく。

- (2) 通行本『倭伝』には「倭国王帥升等」と記録されているが、『日本書紀纂疏』所引の『倭伝』には「倭面上国王帥升等」、『新日本紀』(開題)所引の『倭伝』には「倭面国王帥升等」、北宋版『通典』(边防東夷倭条)に「倭面土国王帥升等」、元版同上に「倭面土地王帥升等」とあり、井上光貞氏はこの諸本の記録を採用したので、帥が師になったのである。

- (3) 井上光貞氏「邪馬台国の政治構造」(『シンポジウム邪馬台国』)

- (4) 藤間生大氏『埋もれた金印』

- (5) 同氏『日本民族の形成』

- (6) 直木孝次郎氏「国家の発生」(『岩波講座日本歴史』(原始および古代1))

- (7) 田中元氏「英雄時代論の再検討」(工学院大学『研究叢書』一)

- (8) 太田秀通氏『共同体と英雄時代の理論』

- (9) 板倉勝正氏「オリエンツの古代国家」(『古代史講座』4)

- (10) 佐伯有清氏『研究史邪馬台国』

- (11) 同氏前掲書

- (12) 同氏前掲書

- (13) 上田正昭氏編集『講座日本文化史』一。氏はさらに連合の概念にふれて、「連合の事実があったとしても、それがただちに原始的民主制と換言できるかどうか」と問いかけ、三、四世紀の権力の内容の充実をもって、このころ邪馬台国を主軸とする専制王権が萌芽したとされる(同氏『日本古代国家論究』)。

- (14) 筆者は「倭国王帥升等」を「倭国の主帥の升等」と訓み、主帥を一大率と理解する立場を表明した(拙稿「倭国王帥升等の一管見」『日本歴史』二一八)。

(二)

まず「倭奴国」をどのように読むかを議論する前提として、倭の字義とその歴史的用法を摘出説明しておきたい。

Wa と読む				Wi と読む					
①	肥	後	和	男	1	白	鳥	庫	吉
②	三	品	彰	英	2	岩	井	大	慧
③	長	沼	賢	海	3	石	原	道	博
④	斎	藤		忠	4	石	井	良	助
⑤	牧		健	二					
⑥	水	野		祐					
⑦	上	田	正	昭					
⑧	中	村	栄	孝					
⑨	井	上	光	貞					
⑩	榎	本	杜	人					
⑪	三	木	太	郎					
人稱代名詞 に由来	倭字に意味を求める			⑪					
	倭字に意味を求めない			①②③					
地名に由来	倭字に意味を求める			2					
	倭字に意味を求めない			1 3 4					
他 称	蔑称			④⑤⑦⑧ 2					
	地理的認識			⑥⑪					
	柔順			⑨ 3					

国号としての倭称の成立の由来、その音韻・字義については、アト・ランダムではあるが、管見の諸説を整理すると表のようになる。つまりここでとりあげた一五例の見解のうち、waと読む論者は一一例を数え、wiと読む論者は四



例である。筆者はかつて事(辞)典類に見られた動向から推して、wiと読む見解が有力である、と述べたことがあるが、ひとつひとつその例に当たってみて、wa音をとる論者の多いことに意を強くしているが、しかしその由来、字義について言えば、まことに多岐で帰一するところを知らない状態である。

表について付言すれば、wa音を人称代名詞に由来すると説くものは①・②・③・⑪の四例、wi音を地名から来たとするものは1・2・3・4の四例、wa音を人称代名詞に由来するとして、なお倭字に他称としての意味を求めるものは⑩の一例、wa音を人称代名詞に由来するとして、倭字に意味を求めないものは①・②・③の三例、wi音を地名に由来するとして、なお倭字に意味を求めるものは2の一例、同様の視点に立ちながら、倭字に意味を求めないものは1・3・4の三例、倭字をまったく中国人の認識に基づく他称とするものは④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨の六例となる。それでは字義の意味するところは何か。④・⑤・⑦・⑧・2はこれを蔑称とし、⑥・⑪は「遙かに遠いところ」という地理的認識とし、⑨・3は柔順の義とする。

この倭字が、それでは中国史書にどのような歴史的概念を内包させながら日本の国号として表現されてきたのであろうか。この点については、すでに史書の倭字の用例を分類して、その結果、「倭」は「倭人の国」という汎称として用いられた、とされる榎本杜人氏の密度の高い成果が示されている。<sup>(2)</sup>

氏はこの分析の成果に基づいて、前述の「倭奴国」「倭面土国」(氏は「倭面国」を原形と見なす)を読めば、それは「倭の奴国」「倭の面国」となり、歴史的事実としての此の奴国は、「漢委奴国王」金印や『倭人伝』に記録される奴国であり、さらにのちの筑紫国造下の饒県につながる。面国はどこを指し、また奴国とどのようにつながるのかは不明であるが、『漢書』に記される百余国の中で、奴国と同じように中国と通交した国の一国に比定すべきであ

るとされる。

倭を「倭人の国」という汎称とし、奴、面を分立国家名とする考察は、ニュアンスの相違はあっても、前記井上氏の見解とつながって説得的である。

しかし、『倭伝』『倭人伝』に使用されている倭の用法——つまりそこに表出される概念は、はたして「倭人の国」という意味での汎称と規定できるかどうかは疑問である。

倭の字義については前述の通り多義の解釈が示されている。筆者は水野祐氏の見解を承けて、<sup>(3)</sup>「遙かに回りて遠いと」という地理的認識に出發したものと解しているが、しかし『倭伝』の「倭」にはもっと政治的な概念が含まれていると解釈の方が妥当であろう。例えば、諸書には「倭面土国」とある表記が、通行本『倭伝』に「倭国」とあることは、「倭面土」と「倭国」が表現こそ違え同一の実態を意味していると見て差し支えないからである。

両者の表記の相違については、「倭面国と倭面土地系統の記録は、范曄の後漢書編修以前にあって、むしろ范曄こそが、この国名を倭国にあらためたとみられる」とされる榎本杜人氏の指摘がおそらくは正しいであろう。それでは范曄はなぜ「倭面土」あるいは「倭面」とあった国名を倭国という漠然とした表記に変えたのであろうか。具体から抽象に転置するには、抽象がすでに別の具体性を有しているという前提が必要であろう。そうであれば、「倭国」こそ范曄にとっては当時の日本の政治状況及び歴史段階をもっとも端的に表現できる語句であったに違いない。

この推測を確かめるためには、『倭伝』の編述の際に、どのような条件が作用していたかが明らかにされなければならないのであろうが、この点については、橋本増吉、三品彰英、上田正昭氏等の十分な論究の成果が提示されていないので、それに従えば、その成立時において、『倭人伝』の認識につよく影響されていることは疑問の余地のないも

のとされている。<sup>(5)</sup>さらに三品、上田両氏の見解に従えば、『倭人伝』に記す邪馬台国を『倭伝』<sup>(6)</sup>は畿内大和に擬定していたといえるようである。このことは、『後漢書』の成立した五世紀にはすでに大和朝廷の国家統一が実現していたのであるから、この事実に従われて、邪馬台国→大和朝廷の発展過程を范曄は自明の事としたのであろう。

ゆえに「倭国」とは大和朝廷の統率する国であり、三世紀の段階には邪馬台国に代表される国家形態であったのであるから、一〇七年の「倭国」も邪馬台国のことであるのは疑いない。つまり、『倭伝』に示される倭の意味は、ただ単に「倭人の国」という汎称ではなく、「邪馬台国」もしくは「邪馬台国の支配統属する国」の意味である。

このように倭の意味を規定すれば、『倭伝』が、一世紀段階の日本の国数を『倭人伝』の魏代の数字と同じく「三十許国」と記した理由も明白になる。つまり三十国は単なる『倭人伝』からの仮借ではなく、一世紀と三世紀を同一の政治地理として認識したことによったのである。ゆえに、この見解に立って、「倭奴国」「倭面土国」を解釈すれば、(一)の(1)・(2)に要約される井上光貞、水野祐両氏の見解は、ともに成立しがたいものとなる。

それでは私見のように、①「邪馬台国支配下の奴国」、②「邪馬台国支配下の面土国」と范曄が理解したと解釈した場合、それぞれ対応する表現のうち、なぜ②の記載だけを范曄は「倭国」に改めたのか。もし「原史料」に「倭奴国」「倭面土国」とあって、范曄が後者だけを改めたとの仮定に立って解釈するとすれば、それはすでに三宅米吉氏以降指摘されているように、<sup>(7)</sup>①の奴を『倭人伝』の「女王境界所尽」の奴国と同一視していたからと解することができる。奴国はいわゆる奴国連合の盟主国であったのではなく、邪馬台国支配下の一国にすぎないと認識したので対し、面土国は単なる被支配国とは異質の位置——邪馬台国との従属関係において——が認知されたのであろう。『倭伝』には「三十許国」の国名を列記しないので、これを『倭人伝』の三十国に当てて、その性格をもつ国をさぐれ

ば、伊都国以外にはない。伊都国は『倭人伝』によれば、郡使の常駐する外交の拠点であり、さらに私見によれば、邪馬台国によってすでに諸国の檢察、外交の事まで司る権能を付与された「一大率」が派遣されている国である。

したがって、この伊都国からの使者の派遣は、邪馬台国の使者の派遣と等質性をもっていることとはすくしも無理でなく、かえって、その主体を伊都から倭国（邪馬台国）に置きかえた方が、当時の政治構造を表現するためにはかえって具体性をますと考察したのである。

以上によって、『倭伝』編者の倭に関する認識の仕組みを考察してみたが、次に編者の認識そのものが、はたして倭の実体を正しく把握していたかどうか問題にされる。つまりここで明らかにされなければならないのは、(1)「倭奴国」「倭面土国」のように倭を冠する表記が本来的なものであったか、(2)それとも『倭伝』編者によって、邪馬台国支配を強く表現するために意図的に付加されたものであるのか。筆者はかつて(2)の立場から考察を進めてきたが、<sup>(8)</sup>諸本にいずれも「倭」の形が写されていることと、『倭人伝』に散見する「倭」の形式は、「今倭水人」のように、前文と離れて改めて倭人のことを説明しようとする場合と、「景初二年六月、倭女王」<sup>(9)</sup>「其年十二月、詔書報倭女王曰」「正始元年、大守弓遵遣建中校尉梯儻等、奉詔書印綬、詣倭国、拜倭女王」<sup>(10)</sup>「其四年、倭王復遣使大夫伊声耆」<sup>(11)</sup>「其六年、詔賜倭難升米黄幢」<sup>(12)</sup>「其八年、大守王順到官、倭女王卑弥呼（中略）遣倭載斯烏越等詣郡」<sup>(13)</sup>のように、通交記事には必ず「倭」の形式がとられているから、(1)の立場がより蓋然性をもつと思われる。

しかし(1)の立場にたつとき、そこで障害になるのは、本来的にはその位置を示す「倭」という地理的人種的呼称が、分立国家名になぜ冠されたかということである。先述のように、井上光貞氏は「倭の奴国」とは奴国が倭の代表として赴いたことを意味する、というように考察されているが、中国語の語法の点から見てその解釈は無理である。

あくまでもその用法の意味するところは、「倭という地方の奴国」か「倭国を構成する一国としての奴国」の意味を表わしている。

前者の用法は『後漢書』（光武帝本記）の「東夷倭奴国」、同書同記の「東夷濊君南閭等」に示される表記によって、後者は『魏志』（東夷伝弁辰条）に録された弁辰弥離弥凍国、弁辰接塗国、弁辰古資弥凍国などの、辰王国に属した弁辰十二国の表記によって証することができる。

すでに『倭人伝』は、邪馬台国の女王が魏王朝によって倭王の公的地位を与えられていることを前提として倭の字を使用しているのであるから、その通交記事に表出される「倭」は「邪馬台国によって統括された倭国総体の国号」を意味するのは当然であるが、後漢代の通交記事は、まだ倭王の認定以前の用法であるから、おそらく本紀に録されるべき記録として「倭」の形がそなわっていたと考えるよりよいであろう。それを他の諸書はそのまま踏襲したが、『倭人伝』に導かれた范曄は、この倭を邪馬台国の同義語もしくはそれを権力主体とする国号と解したために、「倭奴国」を「邪馬台国支配下の奴国」の意味としてそのままに写し、「倭面土国」だけをその権力の主体である倭国（邪馬台国）に置きかえたといえる。

しかし以上の推考によって明らかにしてきた范曄の認識は、すでに一世紀において邪馬台国が「三十許国」を統率する盟主国として登場していたことを示すものとなるので、それを事実と認定することは、先述の邪馬台国の成立を二世紀後半とする諸見解や、三世紀から五世紀にかけての時代を英雄時代と規定する見解と抵触することになる。したがって、以下この点にふれてみよう。

## 〈注〉

(1) 拙稿「再び倭について」(『日本歴史』二三一)

(2) 榎本杜人氏「委奴国と金印の遺跡」(『考古学雑誌』四五―四)

なお、『倭人伝』の「倭」と「倭国」とを別概念とする見解が牧建二氏によって、「倭」と「倭人」とを別概念とする見解が松本清張氏によって、それぞれ提示されているので、この点について若干ふれておかねばならない。

まず牧氏『日本の原始国家』は「倭人伝」の「郡より倭に至る」の「倭」を倭地の意味と解し、この倭地には女王国・狗奴国、さらに侏儒国・裸国・黒齒国が含まれるとされる。つまり倭(倭地)は以上の意味で使用され、「倭国」という場合は、邪馬台国と「其余旁国」(『倭人伝』)二十一カ国の総称であり、別に女王国の称がこれに当たるとされる。

しかし、『倭人伝』に使用される「倭」の用法は、必ずしもこうした地理的概念のみを意味するものではないことは、すでに本文中に詳述した通りである。「倭国」にしても、これを邪馬台国と二十一ヶ国の総体の称とするのは当たらず、旧説のように、邪馬台国と統属二十八カ国の総称とすべきである。つまり『倭人伝』に表出される「倭」は、時に「倭地」(邪馬台国と統属二十八カ国、狗奴国、侏儒国・裸国・黒齒国を含む地域)の意味として使われ、時に「倭国」として使用されている。そして「倭人」とは、この倭地に住む人びとのことを指していることは疑いないが、それも実は限定された用法であり、侏儒国・裸国・黒齒国の人々は含んでいないようである。さらに倭国もその概念において二義を含み、狭義では邪馬台国を指し、広義では邪馬台国と統属二十八カ国を指すのである。

一方松本氏は、「『倭』とは倭の人間が住んでいた南朝鮮の一地帯であり、『倭人』とは海峡をへだてた国の名(日本)である。三国志東夷伝の各国例伝の頭には『夫餘』『高句麗』『挹婁』『濊』『貊』『韓』(馬韓・辰韓・弁韓)などがあるが、これらはいずれも国名である。各国記事の中には、頭になっている同一国名を決して重出していない。(中略)倭人伝もその通りで、『倭人』は国名である。その条には倭人という文字の重出はない。それは「倭国」「倭地」となっていて、国名のいいかえ、または地理的な名になっている。『倭人』を人の意味に使っていないのだ。それから倭人伝には『倭』という単独の字が一字を例外として、ほかに使われていない。『倭王』というのはあるが、倭人または『倭国』の王という意であった。『倭』の王のことではない」(『朝日新聞』四五・三・一五付夕刊)とされ、さらにその後、この説を詳述されている。

同氏「新解釈魏志倭人伝―「倭」と「倭人」・資料の二元性―」『中央公論』五月号、一九七〇）

たしかに、「東夷伝は原則的に標題になっている国名の重出は避けているように見える」（前掲書）との見解は興味深い視角の設定といえるが、しかし「倭人」をもって国号と結論づけることは、いささか強引にすぎるのではあるまいか。

周知の通り、中国正史に見える呼称のうち、倭人と表記するのは『魏志』『晋書』の二書であり、他書は倭（『後漢書』『梁書』『北史』）、倭国（『宋書』『南史』『隋書』）と記している。「倭人伝」が倭あるいは倭国と記さなかったのは、先述のようにすでに『倭人伝』編者の認識に、倭―倭国―邪馬台国（或は総体）の等式が成り立っていたため、倭、倭国の国号を使用した場合、それと対立する狗奴国の存在が無視されることを配慮したために、倭人としたと考察すべきである。倭地とシなかったのも、主体が侏儒国などの倭種を含まないためであろう。また、「從郡至倭」の倭だけが倭種を意味し、「倭水人」「倭王」などの倭と区別されるとするのも、うがちすぎのきらいがある。

(3) 水野祐氏は『日本民族の源流』を初めとする一連の著作で、倭字を『詩経』に見える「周道倭遲」の義として理解することを主張されているが、拙稿「再び倭について」（『日本歴史』二三一）はこの見解を敷衍したものである。

(4) 樫本氏前掲書

(5) 橋本増吉氏『東洋史上より見たる日本上古史研究』、三品彰英氏「邪馬台国の位置」（『学芸』三七）、同『邪馬台国研究総覧』、上田正昭氏『日本古代国家成立史の研究』、同『日本古代国家論究』参照。

(6) 古田武彦氏は「邪馬壹国」（『史学雑誌』七八―九）の中で、邪馬台国について次のような大胆な批判と指摘を行なわれた。つまり、三国史古刊本の全体を検索した結果、これまで「邪馬臺（台）国」として承認されてきた国号は、実は「邪馬壹国」の誤認であり、ゆえに「いわゆる『邪馬台国論争』は、その対立全体の根底がにわかには互解するであろう」と。

古田氏の見解については、すでに佐伯有清氏が「一九六九年の歴史学界―回顧と展望―」（『史学雑誌』七九―六）において（同氏『研究史邪馬台国にも所収）、かなり詳細にとりあげ、批評を述べられているので、ここでは簡単に私見を述べおきたい。古田氏の主題に関する根拠を簡単に列記すると、(1)三国史魏志倭人伝の古刊本はすべて「邪馬壹国」とする。(2)三国志（宋・紹熙本）全体の中で、「壹」字は総計八十六箇検出されるが、「臺」の誤記と認め得るものは一例もない。(3)三国志に出現する四十七箇の「臺」は検証の結果、「壹―臺」と錯誤、転換していない。(4)現行『倭人伝』は裴松之注の形で残さ

れているが、裴松之の校合の態度は厳密で、本異の存する時は必ず記載し、魏略とも対校しているが、「邪馬臺国」とは註記していない。(5)臺の字は本来、盛土・高地の義から発したのだが、魏においては、「天子の宮殿および天子直屬の中央政府」の義として使用された。ゆえに、「臺」字は当時の倭内の国名には使用されないとされる。

氏の説の(1)~(3)までについては検討の煩を避けるとして、(4)についてみると、裴松之が『魏略』と対校したことは疑いないが、現存『魏略』逸文には「邪馬台」の国名が例え「邪馬壹」の形にしても残されていないので、この部分を正しく対校したかどうかは証明されえないのである。また、裴松之の校合がそれほど厳密であるならば、伊都国を「戸万余」とする『魏略』の記載を無視して「千余戸」とのみ記載したのは、いかなる訳であろうか。次に(5)については、臺の字義には「臺、賤者之称、別作儻（『正字通』）、「賤中之賤、謂臺奴、与豎子等」（『法苑珠林』）のごとき蔑称がある以上、「邪馬臺」を、必ずしも「〃やま」の天子の宮殿の国「〃やま」における、天子直屬の中央政府の存する国」という意義を帯びたものとして解するには当たらない。『魏志』に記録された臺字の用法が、たとえ右の意で一般的であったとしても、臺の原義が否定されたと言いつけるためには、『魏志』に使用される「壹」字の用法も分折し、それと対応させる必要がある。

また、『倭人伝』の「邪馬壹」が正しい国名であるならば、『後漢書』『梁書』『隋書』『太平御覧』所引『魏志』がなぜこれを邪馬臺に置きかえたのであろうか。范曄の恣意的な誤りが、単純に諸書に引き継がれたと解してよいのだろうか。『倭伝』が、『倭人伝』の記事の解釈に頗る忠実であり、さらに諸書を以て補い、五世紀の時点において、与うかぎりその状況を克明に描こうとした態度を承認する限り、「壹」の原形を「臺」と理解した根拠は十分にありえたと解されるのである。

(7) 三宅米吉氏「漢委奴国王印考」（『史学雑誌』三七）

(8) 拙稿「『後漢書』より見たる倭奴・倭面土・『漢委奴国王』印について」（『駒沢史学』十周年記念号）以降この見解をとってきた。

(9) この時代の権力構造なり政治構造の解明は、歴史発展の段階規定と深くかかわりあって多角的に進められてきた。これに関する諸見解については、すでに上田正昭氏「英雄時代主要文献目録」（『続日本紀研究』五一六）によって分類整理されているが、それによれば、次の三類型に分けられるようである。



(イ) 四―五世紀ごろまでの政治体制は、いわゆる原始的民主制の段階であり、その社会は英雄時代と規定できる。やがて六世紀にいたって、族制的な専制国家体制へと移行した。昭和五年に高木市之助氏『日本文学に於ける敘事詩時代』によって提唱され、それ以降、石母田正氏「古代貴族の英雄時代」（『論集史学』一八）、藤間生大氏『日本民族の形成』、同『日本武尊』、井上光貞氏『日本古代国家の研究』、同『日本国家の起源』などによって敷衍されてきた。

(ロ) 右の説が、六世紀の段階においてはじめて専制国家の体制を認めるのに対し、この説は、古代国家の成立と発展の過程に、一貫した専制国家体制の方向を認めようとするものである。すなわち、三―四世紀の段階において、すでに専制国家の萌芽段階に到達したと見る。ついで五世紀に至って、族制的専制国家の成立を認めようとする。論者には北山茂夫氏「日本古代の政治と文学」、上田正昭氏『日本古代国家成立史の研究』、同氏編集『講座日本文化史』一、同氏「大和国家の構造」（『岩波講座日本歴史』古代2）などがある。

(ハ) この見解は、前二説が時期の差こそあれ、いずれも専制君主制の政治体制を認知しているのに対して、この体制の存立を認めず、豪族連合政権から貴族制的政権への発展として、古代国家の展開の過程を把握しようとする。関晃氏「大化改新と天皇権力」（『歴史学研究』二二八）、同「大化前後の天皇権力について」（『歴史学研究』二三三）がある。

### (三)

中国史書を検する限り、一世紀に邪馬台国が成立したことを示唆する記載は『倭伝』以外には『旧唐書』などのかなり後世の記録になってしまうので、共にその成立年次から推して、傍証のないこの見解はひとまず回避せざるを得ない。

それでは二世紀の成立は可能かどうかを見てみると、一〇七年の「倭（面土）国王帥升等」の朝貢記事はその内容において邪馬台国の政治構造の一端を表わしているので、重要な根拠としてよいと思われる。

すでに別稿で指摘してきたように、<sup>(1)</sup>この記事は、従来の定説化した読法で解釈したのでは史料としての真価は発揮されない。つまり、「倭の面土国王の帥升等」ではなく、「倭の面土国の主帥の升等」と読むべきなのである。この読法に立てば、「主帥」は『倭人伝』所載の、邪馬台国の派遣官である「一大率」の同義語と考えられるので、「面土国」はおのずと外交の拠点である「伊都国」に当てられる。范曄が「面土国」を「倭国」と置きかえたのはこうした知見に立ったからにほかならない。つまり、主帥が伊都国を基点として中国に派遣されようとも、その主体は邪馬台国にほかならないことは<sup>(2)</sup>に述べた通りである。

さらにこの見解を他書によって証するならば、それは『倭人伝』の「其国本亦以男子為王、住七八十年、倭国乱、相攻伐歴年、乃共立一女子為王」の一文があげられる。

この一文の解釈についてはこれまで諸説が出されているが、<sup>(2)</sup>「其国」は邪馬台の事であり、「住七八十年」は安帝永初元年をわずかに遡る時点（邪馬台の成立の時期）から七、八十年の後と解することが妥当である。先述したように、『倭人伝』中に見える「倭国」の意味は、時に邪馬台国一国を指し、時に邪馬台国の支配総体に及ぶのであるから、「其国」と「倭国」を対置させたのは、必ずしも修辭上そのように置き換えたというのではなく、「邪馬台国」と「邪馬台国の支配総体」とを明白にさせるために、字句を改めたと解すべきである。

邪馬台国成立の時期は不明なので、伊都国を支配下においた一〇七年を起点として、七、八十年経った頃とすれば、「倭国乱」の時期を後漢末の靈帝光和年中（一七八—一八三）とする宋版『太平御覽』所引『魏志』とも連結する。ということは、つまり後世の史家もこのように考察して、この具体的年次を捜入したであろうことを推測させるものでもある。

したがってこの「倭国乱」の範囲は、先述のように邪馬台国の連合総体にまで及ぶものと考えらるべきである。

このように、この記事を『倭伝』の一〇七年の朝貢記事と対応させて理解する限り、倭の主導権は、かつて北九州の奴国によって掌握されていたと解される状況から、邪馬台国を盟主とする連合に一〇七年の時点においてすでに移譲されたことになる。この移譲について、中国側の史料は朝貢記事だけしか残していないところをみれば、おそらくは大した争乱もなく、伊都国を手中に収めた邪馬台国の強大な政治力に漸次吸収されていたのであろう。

さらに推測をたくましくすれば、一〇七年の時点（あるいはその以前）において、なぜ奴国を直接掌握しないで、伊都国をもって九州における邪馬台国の出先機関としたかが問題とされなければならない。

かつて北九州の先進地帯の有力国家として、漢王朝から印綬を授与された実績をもつ奴国の国際的地位と博多湾を擁する地理的位置から推しても、邪馬台国の出先機関となるべき内容を十分に具備していた筈である。にもかかわらず、邪馬台国統属下の一国としては伊都国にその地位をあげわたしたのは、或いはすでに邪馬台国の進出以前にその実権は伊都国に奪われていたのかも知れない。

この推測を可能ならしめるものとしては、『倭人伝』の行程記事が或るヒントを与えてくれる。後述（四参照）のように、筆者はその行程記事を順進的に読むものであるが、その立場からこの問題の解決にせまるとき、伊都国に来る使者は必ず末盧国を経由することの意味が重要である。伊都国が出先機関になってもなかおつ末盧を通るといふことは、当時の航海路としてこのコースがもっとも安全であったことを意味している。

奴国の勢力失墜の側面は、一世紀中頃には濠多博を中心とした古代航路が、そのうち唐津湾に変更したことによることが考えられる。かくて末盧国が対中国外交の拠点となったとき、奴と末盧の後背地としての地理的位置をたくみ

に活用した伊都国の勢力拡大となつたのであろう。

この点については今後さらに解明されなければならないが、いずれにしても、一〇七年の時点において邪馬台国は、すでに伊都国をその拠点とし、ここに「一大率」を派遣すると共に、一大率をして邪馬台国の主導権の確立を漢王朝に報告させたのであろう。この新政権が印綬を授与されたかどうか不明であるが、仮りに授与されたものと解しても、国内統治において、それほど積極的な役割を果たすものでなかったことは、すでに印綬を授与された奴国が結局は邪馬台国に服属し、ついで「漢委奴国王」の金印を与えられたと想定される伊都国<sup>(3)</sup>が、同じく邪馬台国の統治下に編入されたことにおいて窺われる<sup>(4)</sup>。

そのことは、とりもなおさず、漢王朝の周縁諸国に対する秩序体形が必ずしも十分でなかったことを意味することになる。邪馬台国の内発的な勢力拡張のエネルギーは、世界的秩序を構成しようとする漢王朝の外的規制を超えたものであったことを理解させる。

なお、一般には「倭国乱」とする二世紀後半の動乱の勃発及びその終結をもって邪馬台国の主導権の確立の画期とみるようであるが、しかし右のように解する限り、前記『倭人伝』の一文からは、「其国」の主体も卑弥呼の出自も明確にはされない。同時に、卑弥呼の擁立の意図が、単にシャーマンとしての機能をのみ求めたことになって、権力主体としての邪馬台国の存在は背景におしやられることになる。

卑弥呼が選ばれたのは、巫女としての霊的機能もさることながら、彼女がすでに連合の中心をなしていた邪馬台の王権継承者としての出自に由来した事情を見過ごしてはならないであろう。『倭人伝』のこの部分に関する表現があまりにいまに見えるのは、この一文が、邪馬台国をもって倭の中心国家であることを前提として書いているからにほかな

らないのである。このように解してこそ、「其国本亦以男子為王」の主体が明確にされる。

それではこの乱の原因はどこにあったのか。内在的には、漁業と貿易を生活の基盤としてきた北九州沿岸諸国と、農業共同体として成長してきた邪馬台連合諸国との政治的結合は、かならずしもスムーズには行かなかったことが考えられる。

畿内における生産用具の発展や、灌漑治水工事の向上を背景として成長していった邪馬台国が、その経済的政治的実力をもって軍事的機能を高めたとき、その威力の前に一応服属的連合を余儀なくされていった北九州沿岸諸国も、邪馬台国が、連合の拡大強化の過程に生じる必然的コースとしての専制化への傾斜を早めたとき、ついに反乱せざるをえなかったのではあるまいか。「靈帝光和中」の大乱は、邪馬台国の連合拡大に基づく専制化の過程に生じた諸矛盾の具体的表現であったといえようが、こうした状況を触発した外的条件も考慮にいれるとき、『魏志』（東夷伝韓条）に記された、「桓靈之末、韓濊疆盛、郡県不能制、民多流入韓國」の記事は見逃すことができない。すでに吉田東伍氏が、倭国大乱の原因を、この動乱の「余震、剩波」に求め、井上光貞氏がこの見解を評して「この推測は当らずといえども遠からぬものがある<sup>(6)</sup>」とされるゆえんである。

伊都国などもこの過程で反乱を起こさなかったとは言いきれない。文献的には『倭人伝』はこの国の人口を「千余戸」と記しているが、『魏略』は「戸万余」と記録している。この相違は、あるいは伊都国の段階の差を物語っているとも思われる。考古学の成果によれば、この地は王墓と思われる三雲南小路、井原鐘溝、有田平原の三基の弥生墳墓が存在しており、その遺跡分布の範囲は、「戸万余」の王都にふさわしい規模を有していたようである。したがって、かつて「戸万余」の優勢を誇り、邪馬台国を主軸とする倭国の外交の拠点として威勢ならびなかった伊都国の勢

力も、その反乱に失敗した結果、出先機関としての機能はそのまま認められたが、行政の範囲は千余戸に収束させられたことも考えられる。

大乱の後、邪馬台国の支配者集団は、卑弥呼を共立することによって連合諸国にまで及んだ動乱を終結することに成功し、かくて二十八カ国の統属国に対する専制化を強めながら三世紀の段階へと移行していったのである。

ところでこの連合の規模及びその政治地理については、牧健二氏の独自の見解がある。<sup>(8)</sup>

つまり、これまで一般に、女王国すなわち邪馬台国と認識されてきたのは誤りであって、女王国とは『倭人伝』に記載された邪馬台国と「其余旁国」二十一カ国との総体で、『倭人伝』にいう倭国がこれに当たる。対島・一支（屯岐）・末盧（松浦）・伊都・奴・不弥の沿道諸国及びその近隣の国々六カ国は右の女王国（倭国）に統属し、投馬国は女王国の附庸国である。そして、邪馬台国とは女王国の首都の所在地で、その位置は、伊都国の南方で、水行なら十日、陸行なら一月の日数を要する地——筑後の山門郡である。要するに当時の政治地理は、北海岸地帯の海津部族と、女王国を構成した農業部族と、山岳部族である狗奴（熊襲）との三部族に分かれており、女王国（倭国）の政治体制は、邪馬台国とその余の二十一カ国とが部族連合の形態で政治秩序を維持している連邦国家とされる。

しかし井上光貞氏が、女王国をこのように理解しなければならぬ必然性がないと指摘<sup>(9)</sup>されているように、すくなくとも『倭人伝』からはこうした政治地理を導き出すことは困難である。

すでに「倭」「倭国」の概念の相違にふれてきたが、のちにもこの見解の基礎となる放射式読法、及び行程路中の「水行ならば十日、陸行ならば一月」などに対する私見をのべることになるので、ここでは邪馬台国は女王国の首都であるとされる点についてのみ、私見を述べておきたい。

氏はその点の根拠として、「邪馬台国について、倭人伝は『女王の都する所』と述べている。所の字は伊都国について『郡使往来常に駐まる所』とか、所在地不詳の二十一国の最後の奴国について『此れ女王の境界尽くる所、其の南に狗奴国有り』とか、定まった用法が示されている。それによると、『女王の都する所』は女王の都の所在地という意味であり、女王は女王国の女王に相違ないから、『女王の都する所』は『女王国の国都の所在地』を意味するといわねばなるまい。それだのにそれを女王国そのものを指すとするのは、どうしてもおかしい。」とされる。

しかし「所」とあることが、必ずしも氏の見解を裏付ける有力な根拠となるものとは思われない。『倭人伝』の書例を見ると、国の性格を表わした部分は、一般に方角・方法・距離をまず明確にしたのちに加えている。方角・方法・距離の順序が伊都国以前と以後の国では異なっている、いずれもその文中に内容説明を含んでいない。したがって、この通則をあてはめると、「南至邪馬壹国<sup>(台)</sup>女王之所都」の一文は、「南、邪馬壹国<sup>(台)</sup>に至る、女王の都する所」というように、「女王之所都」を前文の「南至邪馬壹国<sup>(台)</sup>」と切り離して読むべきではなく、「南、邪馬台国の女王の都する所に至る」と読むべき記載なのである。ゆえにこの記事をもつて、邪馬台国＝女王国の等質性を疑うことはできないことになるので、くりかえすようだが、二世紀後半の政治地理は、邪馬台国の下に、二十八カ国が服属的連合を形成していたと解すべきなのである。

〈注〉

(1) 拙稿「倭国王帥升等の一管見」(『日本歴史』二一八)

(2) 「其国」を邪馬台国とする見解は、上田正昭氏『日本古代国家成立史の研究』によって提示されてきたが、井上光貞氏『日本国家の起源』、同「邪馬台国の政治構造」(『シンポジウム邪馬台国』)、山尾幸久氏「魏志倭人伝の史料批判」(『立命館文学』二六〇)はこれを倭国と解している。「住七八十年」については、上田正昭氏は前掲書で「住ること七八十年」と読

んで、邪馬台国の男王の王権が七八十年間つづいたところと解し、水野祐氏『日本古代国家』は同様の読み方をしながら、奴国の動乱の始期を桓帝元年（一四六年）におき、そこから七、八十年さかのぼった七六一六六年とし、五七年以降の、奴国男王の政治的王としての地位の確立を立証するとされる。井上光貞氏『日本国家の起源』は一〇七年の倭面土国王の朝貢から七、八十年後と解したが、『日本古代国家の研究』では、住は往と同じで「今より先」の意味であるから、卑弥呼が魏朝に外交した三世紀の三、四十年代を起点として、七、八十年さかのぼった二世紀の五十一七十年代と訂正され、次いで「邪馬台国の王治構造」（『シンポジウム邪馬台国』）では、二世紀の六、七十年とされている。この他にも諸説が交錯しているが、井上薫氏「邪馬台国問題と研究の現状」（『日本歴史』二四八）にそれぞれの見解が整理されているので、以下はそれに譲る。

(3) 拙稿「漢委奴国王」印について」（『日本歴史』二九七号掲載予定）

(4) 仮説としては伊都国への金印授与は、一〇七年以降とも考えられるふしがあるが（注（3）前掲書）、どちらの立場をとっても、権威の表現としての金印の比重性にはかわりはないと考えている。

(5) 吉田東伍氏『日韓古史断』

(6) 井上光貞氏『日本国家の起源』

(7) 原田大六氏『邪馬台国論争』の見解によった。なお、この著は永年九州地方の遺跡の発掘に専念されてきた著者が、その考古学的成果に基づいて、旧来の邪馬台国に関する諸説に完膚なきまでの批判を加えた力作で、その批判の部分に特に参考すべきものがある。

(8) 牧健二氏『日本の原始国家』、同「前漢書の書例に拠って解釈された邪馬台国・女王国・倭・倭国」（『シンポジウム邪馬台国』）

(9) 井上光貞氏「邪馬台国の政治構造」（『シンポジウム邪馬台国』）

(10) この「常」の意味については、これを「いつも」の意ではなく、「久しく」の意と解すべきであると山尾幸久氏「魏志倭人伝の史料批判」（『立命館文学』二六〇）は提言されている。しかし、氏の言われるようにこれを「久しく」と解すると、郡使の往来は一回でも良いことになり、さらに、「駐する所」の規定的意味が薄れてしまうことになる。『倭人伝』が「常」字を用い、「毎」字を使用しなかったのは、伊都国に駐すべきことが、原則になっていたからであろう。



(四)

これまで縷々述べてきたことによって、一応は、邪馬台国が二世紀初頭において、すでに邪馬台連合とも呼べる連合の盟主国として、北九州にその勢力を伸長させたことを明らかにしてきたが、それでは、これまで多くの論者によって解明が試みられた邪馬台国の位置はどこに比定しうるのか。現段階において解決を急ぐのは、もとより早計のそしりをまぬがれぬことかもしれない。文献と相補する考古学の成果が、さらに各地の王権の所在、規模、それぞれの政治圏・文化圏の範囲や性格を明らかにしてこない限り、現在の成果をもって直ちに文献的解釈を規制し、或いは直接に連結させることは正しい学問的態度とはいえないからである。

したがって、以上の認識に立ちつつ、なお文献学的に邪馬台国の位置を推定するとすれば、それは中国史書みずからに語らせる以外に方法はない。『倭人伝』に記す倭の地域は、「帶方東南大海之中」であり、邪馬台国の位置は帶方郡を距たること萬二千余里で、「計其道里、当在会稽東冶之東」にほかならないのである。

このうち『倭人伝』の里程記事は、周知のように四点から成り立っていて、それらの記事は相関連するものと考えられている。つまり、①帶方郡——女王国間一万二千余里、②帶方郡——狗邪韓国間七千余里、③倭地周旋五千余里、①を詳述した④里程・日程記事である。

①の数字は一見②と③を寄せた数字であることは誰しも想定できるので、③の五千余里に④のうちの狗邪韓国から

邪馬台国までの里程・日程記事をあてはめる努力が試みられてきた。その結果、狗邪韓国から魏使の常駐する伊都国までは三五〇〇余里であるから、伊都国から邪馬台国までは一五〇〇余里となり、行程記事をそのままに順進的に読むと、一五〇〇余里のなかに伊都国——奴国間百里、奴国——不弥国間百里、不弥国——投馬国間水行二十日、投馬国——邪馬台国間水行十日、陸行一月が含まれることになる。つまり不弥国から邪馬台国までの水行三十日、陸行三十日の合計は里数に換算すると一三〇〇余里に該当することになる。

『倭人伝』の行程記事中に表出される里程は、かなりあいまいであるが、そのことの検討はのちにゆずるとして、魏代の十里を一里として現在の距離と対比してみると、<sup>(1)</sup>帯方郡——奴国間は一万六〇〇余里であるから、現在の里で一〇六〇余里、これを実際の距離二七〇余里と比較すると、約四倍弱に延長されていることがわかる。したがって、不弥国——邪馬台国間の一三〇〇余里は、現在の三〇余里のことで、一日の陸路の行程を五里とすれば、陸路六日で到達してしまう距離にすぎない。

これでは誰が考えても、畿内大和までの距離ではありえないので、邪馬台国の位置を北九州に求める見解が提示されるのは当然であるが、一方、陸行三十日、水行三十日の日数とも矛盾なく照応させる努力も試みられてきたことは周知であり、この結果、榎一雄氏の放射式読法が提示され<sup>(2)</sup>脚光をあびるにいたったのである。

たしかにこの読法は、『倭人伝』行程記事を極めて合理的に解釈した点において、また中国史書に多く共通する行程上の記載方式を基礎にした点において説得力をもつものであるが、しかし一旦視角を変えて、『倭人伝』そのものに従って行程記事を読んでいくと、それはむしろ順進的に書かれたと解される。この点についてはすでに小稿で簡単に提示しておいた<sup>(3)</sup>が、改めて概略すると、記事には方向・方法・距離が記されるのが通常であるが、この順序には余

り意味がないと思われる。このうち、(1)狗邪韓国から対島国に至る行程に方向を欠き、(2)一支国から末盧国に至る行程も方向を欠いている。これは(1)の方向が、帶方郡から狗邪韓国までの「乍南乍東」を承けていることを示し、(2)が対島国→一支国の南を承けていることを示している。(3)伊都国から奴国までは方法を欠くが(これ以降省略部分)が、方向から方法に変化するが、伊都国以降記載順序が変化したことによると思われる)、これは末盧国→伊都国の陸行を承けている。もし伊都国以降が放射式読法で表わされているならば、その行程内容はおの独立していることになるので、前段の行程に表われる方向・方法・距離のいずれも承けることはできない筈である。にもかかわらず、放射の基点とされる(3)の記載内容が前段の方法を承けていることは、放射式読法を成立させがたくするのである。 (4)奴国→不弥国は方法を「行」とのみ記し、これも前段陸行を承けている。つまりこの行程記事は、各国間ごととに方向・方法・距離を具記するのが通則であるが、伊都国以前では、方向・方法が同一の場合は方向を省略し、以後では方法を省略したことがわかる。このことは裏返せば、方法・方向のどれかが変化した場合のみ方向・方法は具記されるということの意味している。

そこで(5)投馬国→邪馬台国の行程を見ると、「南(中略)、水行十日・陸行一月」とある。方向・方法・距離を具記するのであるから、前段不弥国→投馬国の行程に比して、方向・方法のいずれかが変わったことになる。とすれば、後者の「水行」に対して、前者の方法が「陸行」を加えたことによるものであることは明白であろう。志田不動磨・榎一雄・牧健二氏の説かれる「水行ならば十日、陸行ならば一月」と読む二者択一説は、かかる意味において、承認しえないのである。

したがって、④の里程・日程記事を順進的行程とする立場から①との関係を推測するとき、陳寿がはたしてこの兩

者を厳密な数値に基づいて照応させたかどうかはきわめて疑問とせざるを得ないのである。

『倭人伝』の①の数字は、④の記載につづく狗奴国の説明ののちに書き表わされているので、陳寿がこの概数を④の個別数字の総計としたことは一応うかがえる。③の五千余里の記事も、これと同様の文脈に位置する記載であるから、五千余里が狗邪韓国——邪馬台国間の距離であることは疑いえない。新妻利久氏が、「『周旋可五千余里』は、以上の三国（群島「侏儒国・裸国・黒齒国」筆者）はめぐりめぐって、五千余里に連互している意であるのに、従来の論者が、これを倭地としているのは、大きな誤りである。」<sup>(4)</sup>と論じられたのは、『倭人伝』を読み違えたものである。

したがって、『倭人伝』の構成上から判断する限り、(1)―(4)のそれぞれの数字が、密接な関係をもって帯方郡から邪馬台国までの距離として表わされていることは疑いないが、しかし一万二千余里の数字は、④に表わされた各国間の数字を加算した結果導きだされたというものではなく、むしろ、陳寿が『倭人伝』を編修する際には、すでにこの概数的認識が先行していたのであろう。新妻氏が指摘されているように、<sup>(5)</sup>『淮南子』（時則訓）には、「東方之極、自碣石山過朝鮮、貫大人国、東至日出之次、樽木之地、青上樹木之野、大皞句芒之所司者、万二千里」とあって、東方之極みは万二千里に存するとされてきたので、陳寿もこれに従ったのであろう。

陳寿が、倭地の距離を五千余里としたのは、この一万二千里から帯方郡——狗邪韓国間七千余里を引いた結果であるとすれば、狗邪韓国——邪馬台国間の各国ごとの距離の総体がほぼ五千余里というのも陳寿の潤色といえるので、各国の距離も当然陳寿の手が加わっているといえる。この観点から里程を見ると、すでに松本清張氏が指摘されているように、<sup>(6)</sup>七・五・三の聖数によって各里程が構成されていることは疑いない。つまり、帯方郡——狗邪韓国間七千

里、狗邪韓国——末盧国間三千里、末盧国——伊都国間五百里という具合である。

このように、行程記事中にみられる里数記事は、魏使の経験によって骨核はえられたとしても、中華思想によってア・プリアリに措定された枠組の中に、あてはめられたものである以上、あえてこの五千里の中に、水行三十日、陸行三十日の距離を充当する必要はないといえるのである。よって立つ根拠こそ違え、すでに山尾幸久氏が、里数記事を排して、日程記事をもって邪馬台国の位置を求めたことは、一応うなずけるのである。

それでは不弥国——投馬国間水行二十日、投馬国——邪馬台国間水行十日・陸行一月の数字は正確なのであろうか。これも右の見方をすれば、三の数字で表わされているので、そのまま受け入れられる数字かどうかきわめて疑問とも思えるのであるが、ひとまずこれを実際の所用日程と仮定して里数計算すれば、次の数値がえられる。榎一雄氏が里数換算の根拠とされた『唐六典』（卷三戸部条）には、一日の歩行距離を五十魏里（現在の約五里）としているので、陸行三十日は現在の一五〇里に相当し、水行三十日はその倍の速度とみれば、三〇〇里にあたる。この日程記事によって邪馬台国の位置を措定すれば、不弥から日本海側を東北上し、出雲からさらに日本海沿岸を東行して若狭湾に至り、南下して大和に至ったというようなコースを想定しなければならなくなる。当時このコースが用いられたかどうかはおくとして、いずれにしても、この日程距離が『倭人伝』に記録されていることは、不弥国から邪馬台国までの距離がこの数字に近いものとして報告されていたのであろうから、これをもってしても邪馬台九州説は成立しがたいことになる。

『倭人伝』が、倭国の位置を「会稽東治之東」に措定していることも、側面から邪馬台畿内説を支えるものとされる。そして、こうした南北に連なる地理的認識は、唐代から清代にいたるまでの、中国人の基本的な地理像とする見

解は、右の立場をさらに裏付けるものとなる。

したがって、以上の中国史書の認識に立って、邪馬台畿内説の立場から政治地理や権力構造の究明が意図的に行なわれるべきであることを指摘しておきたい。

〈注〉

(1) 里程については、三品彰英氏『邪馬台国研究総覧』に次の表が載せられているので、それに基づいた。

国名	比定地	倭人伝里数	換算里数	実里数	倍率
帯方—狗邪韓国	臨津口—金海	七千余里	七百余里	二百余里	三・五
狗邪韓国—对島国	釜山—敵原	千余里	百余里	三十二里余	三・一
对馬国—一支国	敵原—郷野浦	千余里	百余里	十九里余	五・三
一支国—末盧国	郷野浦—唐津	千余里	百余里	十里	一〇・〇
末盧国—伊都国	唐津—前原	五百里	五十里	八里余	六・三
伊都国—奴国	前原—博多	百里	十里	五里余	二・〇

(注) 帯方郡—末盧国までの実里数は橋本、末盧国—奴国までの実里数は坪井九馬三の算定に拠る。

- (2) 榎一雄氏『邪馬台国』
- (3) 拙稿「『魏志倭人伝』の行程記事について」(『日本歴史』(歴史手帖)二七七)
- (3) 新妻利久氏『やまと邪馬台国』
- (5) 同氏前掲書
- (6) 松本清張氏『古代史疑』

(7) 山尾幸久氏「魏志倭人伝の史料批判」(『立命館文学』二六〇)

(8) 『唐令拾遺』によれば、唐代には黄河を下る速度が徒歩の約三倍と考えられていたようであるが、魏晋時代にこの考え方はあてはまらないとする意見(山尾氏前掲書)と、日本海沿岸航路と黄河下りとは条件が異なることを念頭において、ここでは、陸路の倍をとった。白鳥庫吉氏「倭女王卑弥呼考」(『白鳥庫吉全集』一)は一日行程を七里とされている。

(9) 室賀信夫氏「魏志倭人伝に描かれた日本の地理像——地図学史的考察——」(『神道学』一〇〇)

### おわりに

『倭伝』『倭人伝』の認識にそいながら、主題を明らかにすべく論述してきたが、一応、次の結論を導きだしたいと思う。

(一) 『倭伝』に記すA・D五七年、同一〇七年の朝貢記事は、前者は九州の代表国家であった奴国によって、後者は邪馬台国に統属された伊都国によってなされた。

(二) 邪馬台連合の成立は、『倭伝』によれば一世紀になるが、これは傍証されえない。二世紀初頭の成立は、『倭伝』の一〇七年の朝貢記事と『倭人伝』の一文によって証される。

(三) 『倭伝』『倭人伝』によるかぎり、一―二世紀の段階においても「原始的民主制」を確認することはできない。

(四) 二世紀初頭に成立した邪馬台連合は、後半(霊帝光和中)の大乱によって動揺したが、邪馬台国の支配者集団は卑弥呼を共立することによって大乱を終結し、その専制化を強めながら三世紀へと移行した。

(五) 邪馬台国の位置は、『倭人伝』の認識に立つ限り、畿内大和に措定される。

本稿はこの五点を明らかにするためにかなり仮説を含む細かい議論を試みてきたが、アプローチは研究史的な視点と論証とがバラツキ、どちらともつかない不十分なものに終ってしまった。お詫びを申しあげるとともに、従来の私見の集大成的な論稿として読んで頂ければ幸いです。

なお本稿は、昭和四十五年六月二十日に成稿し、『歴史教育』に掲載予定であったが、同誌の休刊により、現在まで手許に置いたもので、その間若干の補訂を試みたが、大綱はそのままであることを諒とされたい。